

平成26年2月 日

札幌市子ども・子育て会議
会長 金子 勇様

札幌市子ども・子育て会議認可・確認部会
部会長 品川 ひろみ

子ども・子育て支援新制度下で札幌市が条例で定める各種の基準案（放課後児童健全育成事業に係る基準案を除く。）に関する札幌市子ども・子育て会議の意見の案について

別添の札幌市が作成した下記1の基準案に関する札幌市子ども・子育て会議の意見の案については、認可・確認部会で検討したところ、幼保連携型認定こども園への移行を促進する必要性、公定価格と基準との関係などを踏まえ、下記2のとおりとする。

記

1 札幌市の基準案

- (1) 幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準案
- (2) 地域型保育事業の設備及び運営の基準案
- (3) 施設型給付を受ける施設及び地域型給付を受ける事業の運営基準案

2 札幌市子ども・子育て会議の意見の案

札幌市の基準案は妥当である。

ただし、札幌市は、今後、当該基準を策定し実施するに当たっては、次の点に留意すること。

- (1) 幼保連携型認定こども園において、既存の幼稚園から当該認定こども園に移行する場合においては、特例として、栄養士又は管理栄養士を置く場合に限り、1号認定の子どもへの食事の提供方法についてのみ外部搬入を認めることとしているが、1号認定の子どもにも自園調理による食事の提供を促進できるように、調理施設の設置に対して配慮すること。
- (2) 幼保連携型認定こども園における保育教諭の配置基準については、子どもの生命の保持と健やかな生活を確立するため、今後、国が示す配置基準を見極めたうえで、現行の保育所の保育士配置基準よりも引き上げができるような施策を検討すること。
- (3) 小規模保育事業における保育従事者については、子どもの健全な心身の発達のために、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって子どもの保育を行う保育士であることが望ましいことから、保育ニーズに対して小規模保育事業を供給する場合は、従事者全員が保育士であるA型が優先されるよう施策を講じること。